

松江市耐震改修促進計画改定【計画期間 平成30年度～平成39年度】【概要版】

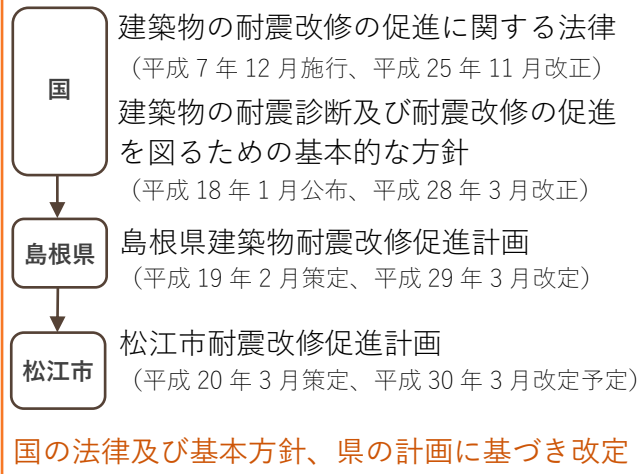
第1章

大規模地震による建物被害と人的被害 ▶ 1章 p.1

- 阪神・淡路大震災（平成7年）
 - ・死者全体の9割以上が住宅などの倒壊による圧迫死
 - ・昭和56年6月以前に着工された建築物に大きな被害
 - ・橋や路面の被害、建物の倒壊によって道路が通行止めとなり物資の輸送や捜索活動に影響
- 東日本大震災（平成23年）
 - ・日本の観測史上最大規模の地震（マグニチュード9.0）
 - ・揺れ、津波により東北～関東の東日本一帯に甚大な被害
- 熊本地震（平成28年）
 - ・昭和56年6月以前に着工された建築物に大きな被害
 - ・長期間の避難所生活に伴う体調悪化などの震災関連死が多い

地震の犠牲を減少させる ➡ 建築物の倒壊を防ぐことが重要

国及び県の動向と松江市耐震改修促進計画 ▶ 1章 p.4



松江市で想定される地震 ▶ 1章 p.6,7

震源：宍道断層
規模：マグニチュード7.1
広範囲で震度6弱以上
一部地域では震度7
被害：建物被害約12,700棟
人的被害約1,300人
【出典】
松江市地域防災計画（平成29年11月）
島根県地震被害想定調査報告書（平成24年6月）

松江市でも備えが必要

第2章

第1期計画【平成20年度～平成29年度（平成28・29年度は追補）】の検証分析 ▶ 2章 p.15

● 耐震化率の目標達成状況と課題

- | ① 住宅 | ② 多数の者が利用する大規模な建築物 | ③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 |
|--|---|---|
| ○目標：90% | ○目標：90% | ○目標：90% |
| ○状況 策定時：70% ⇒ 現在：78%（未達成） | ○状況 策定時：67% ⇒ 現在：92%（達成） | ○状況 策定時：45% ⇒ 現在：79%（未達成） |
| ・耐震化の必要性・重要性の理解が進んでいない
・所有者等に対する耐震診断・耐震改修工事などの情報が不足しており耐震化が実行されにくい状況にある | ・目標は達成しているが、市有建築物の耐震化率100%達成が急務
・民間建築物の所有者等への個別の指導による具体的な助言や啓発活動の強化が必要 | ・目標は未達成であるが、除却も含め改善が進んでいる
・個別の指導による具体的な助言や啓発活動の強化が必要 |

基本理念

地震災害から松江市に暮らす市民の生命・財産及び歴史的風情あふれるまちなみ景観を守り、魅力ある安全・安心なまちづくりの実現をめざす

基本的な取り組み方針 ▶ 3章 p.31

- | 所有者・地域社会 | 松江市 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての建築物における耐震化は、 ・所有者等が生命財産を守るため自らが取り組むべきこと ・地域自治組織が自らの地域を守るために取り組むべきこと | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の生命財産を守る ➡ 所有者等の耐震化を支援 ・地震や耐震化に関する情報提供 ・耐震診断や改修にかかる経費の負担軽減 ・地域特性に応じた耐震対策の検討・実行 |

重点的な取り組み 新規 ▶ 3章 p.37～

- 市民の生命財産を守るための住宅の耐震化や、都市の防災機能を向上させるための建築物の耐震化を図る。
- | ① 地域の特性に応じた住宅の取り組み | ② 「地震発生時に通行を確保すべき道路」の沿道地域での取り組み |
|---|--|
| ○モデル地区の選定 | ○取り組み・所有者等に対し、耐震化の重要性と法による義務づけ事項の個別説明
・耐震診断・改修に対する補助制度の周知 |
| ○取り組み・自治会等での説明会・耐震出前講座の集中開催
・地区内住宅への啓発パンフレットの配布
・地区内の旧耐震住宅の概略分布調査(目視)
・戸別訪問による出張相談対応 | ○検証 所有者等からの声を聞き、問題解決に向けた取り組みの検証を行う |
| ○検証 モデル地区での取り組みを行いながら、直接市民から声を聞いて検証を行い、課題解決に向けた施策の検討を進める | |

その他の取り組み ▶ 3章 p.45～

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 多数の者が利用する大規模な建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果、事業の内容や進め方、耐震改修工事費用などについての情報提供等が希望されている ・個別の指導による具体的な助言や啓発活動を強化する ■ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導による具体的な助言や啓発活動を強化する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅総合相談窓口を開設し、市民からの住宅に関する様々な相談に対応する ・防災部局と連携し、地域のイベントを活用する ・公民館などでのセミナーや講習会を実施する ■ 建築業界との連携 新規 <ul style="list-style-type: none"> ・建築事業者などから耐震化工事の実施状況を毎年度把握する仕組みを構築する ・耐震改修工事実績優良事業者の表彰制度等を創設する ・リフォーム工事実施者に対し、住宅リフォーム工事と耐震改修工事の同時実施を推奨及び専門相談を実施する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅政策との連携 新規 <ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅購入時のリフォーム工事の際に耐震診断や耐震改修工事の相談・情報提供を行う ・空家バンク物件流通時に耐震診断実施の啓発をする ・建て替え促進として「まちなか住宅団地整備」を推進する ■ 毎年度作成する実施計画 新規 <ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとに耐震化率を把握し、実施計画へ反映する ・戸別訪問・意見交換会で直接市民の声を聞き、毎年度実施計画で検証し、具体的な対策を実施する |
|--|---|--|

住宅の耐震化を着実に進めるための目標 ▶ 4章 p.58,59

耐震化を着実に進めるため、耐震化の第1段階である耐震診断の実施へと導くための目標を定め、施策を実施する

目標

- ・耐震化に対する意識啓発：全モデル地区での説明会・耐震対策出前講座の集中開催 **33自治会/2年間**
- ・戸別に相談した住宅のうち、耐震診断を実施する住宅の割合 **10%**

本計画がめざす10年後の耐震化率等の目標 ▶ 4章 p.58～

